

島田地域自治協議会 規約

第一章 総則

(目的)

第1条 本会は地域住民が主体となり自助・共助の力を高め、安心・安全な地域で次世代を育み、地域に愛着をもてるよう、さまざまな課題に取り組み、地域コミュニティの活性化をめざす。

(名称)

第2条 本会は島田地域自治協議会（以下「協議会」という）という。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は島田センター（豊中市庄内栄町3-12-18）に置く。

(範囲)

第4条 協議会の範囲は旧島田小学校区とする。

(活動)

第5条 1. 協議会は第1条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 地域課題の把握、解決にむけての協議及び取り組み。
- (2) 地域住民の交流や活動支援、及び次世代を育む取り組み。
- (3) 自助・共助力を高め、地域防災体制の確立にむけた様々な取り組み。
- (4) 地域住民への情報発信。
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要な活動。

2. 前項の活動の実施にあたっては、すべての地域住民に活動に関する情報を届けるよう努めるとともに、地域住民のだれもが参加し意見を述べることができるよう配慮するものとする。
3. 第7条に定める会員が協議会の運営及び活動に参加しないことを理由として不利益な取り扱いをしないものとする。

(活動の制限)

第6条 協議会は以下に掲げる活動は行わない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動。
- (2) 政治上の主義を推進、支持またはこれに反対する活動。
- (3) 特定の公職〔公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。〕の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）もしくは公職にある者、または政党を推薦、支持またはこれらに反対する活動。
- (4) 営利活動（会員への利益配分を目的とするもの）。

第二章 会員

(会員)

第7条 協議会の会員は以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者。
- (2) 以下に掲げる者のうち協議会への参加を希望し、第23条に定める運営委員会が承認した者。
 - (ア) 区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体。
 - (イ) 区域内で活動する個人及び法人、その他の団体。
 - (ウ) 区域内に存する事務所または事業所に勤務する者。
 - (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者。
- (3) 前号の規定に拘わらず、暴力団もしくはその構成員の統制下にある者、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体、またはその構成員の統制下にある者は協議会の会員となることはできない。

第三章 役員

(役員)

第8条 協議会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 事務局 若干名
- (5) 監査 2名

(役員を選任)

第9条 監査を除く役員は第24条に定める運営委員の中から選任し、監査は運営委員以外から選任し、総会

での承認を経て決定する。

(役員の職務)

第 10 条 役員の職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は協議会の会計事務を行う。
- (4) 事務局は協議会の資料作成など円滑な運営を行うための作業を行う。
- (5) 監査は協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告する。

(役員の任期)

第 11 条 1. 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員の中で欠員が生じたときには、第 9 条および第 16 条の定めるところに拘わらず、第 23 条に定める運営委員会の承認により役員の補充を行うことができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

(会議)

第 12 条 1. 協議会の会議は、総会（及び臨時総会）、運営委員会、部会とする。
2. 会議は原則全て公開とし、会員は傍聴できる。但し、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は会員以外の者も傍聴できる。また、その者に意見を求めることができる。
3. 総会（及び臨時総会）、運営委員会においては議事録を作成し、以下の事項を記載する。
(1) 日時及び場所。
(2) 総数、出席者数（委任状による出席者数を含む）及びその氏名。
(3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
(4) 議事の経過概要及びその結果。
(5) 総会（及び臨時総会）においては議長及びその会議において選任された 2 名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第五章 総会

(総会)

第 13 条 総会は協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第 14 条 総会は定期総会と臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 15 条 1. 総会は代議員をもって構成する。
2. 代議員は参画団体から選出された者と、公募により選ばれた 18 歳以上の住民とし、任期は 1 年（翌年の定期総会終了まで）とする。但し、再任を妨げない。
3. 公募住民の定数は一般公募 10 名以内、協議会からの推薦公募 10 名以内とし、それぞれ定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第 16 条 総会は以下の事項を議決する。
(1) 事業計画及び予算案。
(2) 事業報告及び決算。
(3) 「地域づくり活動計画」の策定や見直し。
(4) 規約の改正。
(5) 役員の承認。
(6) 総会で提案された事項。
(7) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(総会の開催)

第 17 条 1. 定期総会は会計年度決算終了後 2 か月以内に開催する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第 18 条 1. 総会は会長が招集する。
2. 総会を招集する場合は少なくとも 1 週間前までに、日時と場所及び目的を示して代議員に通知するとともに所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

（総会の定足数）

第20条 総会は代議員の過半数の出席をもって成立する。

（総会の議決）

第21条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

（総会の書面表決等）

第22条 1. やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、事前に通知された事項について書面をもって表決し、議長もしくは他の代議員を代理人として委任状により表決を委任することができる。
2. 前項の場合における第20条、第21条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

第六章 運営委員会

（運営委員会）

第23条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため運営委員会を設置する。

（運営委員会の構成）

第24条 1. 運営委員会は参画団体からの代表者及び公募により選ばれた18歳以上の住民で構成し、任期は1年とする。但し、最長4年まで再任できる。
2. 公募住民の定数は一般公募10名以内、協議会からの推薦公募10名以内とし、それぞれ定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

（運営委員会の権能）

第25条 運営委員会は以下の事項を審議する。
(1) 総会に付議する事項。
(2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項。
(3) 部会の設置に関する事項。
(4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（運営委員会の招集）

第26条 運営委員会は会長が招集する。

（運営委員会の議長）

第27条 運営委員会の議長は会長が行う。

（運営委員会の定足数）

第28条 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立する。

（運営委員会の議決）

第29条 運営委員会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

（運営委員会の代理出席）

第30条 1. やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない各団体の代表者は、所属する参画団体の者を代理人として出席を委任することができる。
2. 前項の場合における第28条、第29条の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第七章 部会

（部会）

第31条 事業計画に基づく事業を実施するため必要な部会を設置する。

（部会の構成）

第32条 部会は公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により部会長1名を選出する。また部会の運営に必要な役職も選出することができる。

（部会の報告）

第33条 部会長は運営委員会に対し事業の執行状況を報告する。

（部会の招集）

第34条 部会は部会長が招集する。

第八章 資産及び会計

（資産の構成）

第35条 本会の資産は以下の各号に定めるものとする。
(1) 運営委員会が別に定める財産目録に記載の資産。
(2) 市からの交付金。

- (3) 各団体からの協賛金。
- (4) 活動に伴う収入。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

- 第 3 6 条** 1. 協議会の資産は会長が管理し、その方法は運営委員会の議決によりこれを定める。
2. 資産を明らかにするため資産台帳を整備する。

(資産の処分)

- 第 3 7 条** 資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

- 第 3 8 条** 協議会の経費は資産をもって支弁する。

(会計)

- 第 3 9 条** 収入、支出を明らかにするため会計に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

- 第 4 0 条** 1. 協議会の事業計画及び予算は会長が作成し運営委員会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定に拘わらず新年度開始後に総会において議決されるまでの間は、前年度の予算を基準とし、会長が収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 4 1 条** 協議会の事業報告及び収支決算書等に関する書類は会長が作成し、運営委員会に諮り監査の監査を受け、会計年度終了後 2 か月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

- 第 4 2 条** 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第九章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第 4 3 条** この規約を変更する場合は、第 21 条の規定に拘わらず総会において代議員の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

- 第 4 4 条** 協議会を解散する場合は、第 21 条の規定に拘わらず総会において代議員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

- 第 4 5 条** 協議会解散の際に有する残余財産は、総会において代議員の 4 分の 3 以上の同意を得て協議会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第十章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

- 第 4 6 条** 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿、及び書類を備えておかなければならない。

(情報の公開)

- 第 4 7 条** 前条に定める帳簿及び書類等は原則すべて公開とし、会員は閲覧することができる。

(その他)

- 第 4 8 条** 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に拘わる必要な事項は運営委員会が定める。

第十一章 附則

- 第 4 9 条** 1. 本規約は、令和 6 年 12 月 19 日より施行する。
2. 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は第 40 条の規定に拘わらず設立総会の定めるところとする。
3. 協議会の設立初年度の会計年度は第 42 条の規定に拘わらず設立日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
4. 協議会の設立初年度の役員体制は別に定め、設立総会で承認を得るものとする。
5. 協議会の設立総会における代議員においては第 15 条の規定に定める代議員とみなす。
6. 協議会の設立初年度の監査については第 9 条の規定に拘わらず設立総会の承認をもって選任できるものとする。
7. 協議会の設立初年度の推薦公募について、第 15 条および第 24 条における協議会は島田地域自治組織検討会とみなす。

以 上